

P1 平成30年度消費生活相談の状況

P2 民事訴訟最終通告書というハガキは架空請求

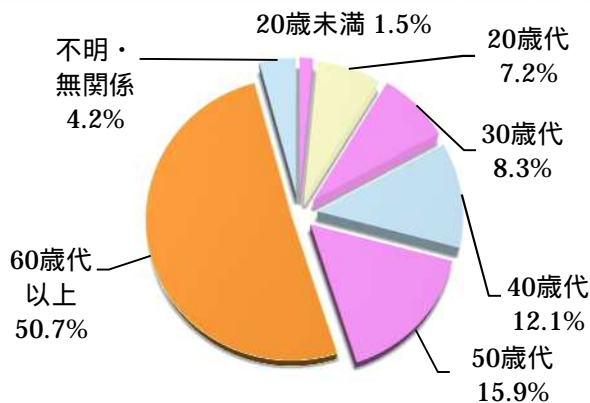
P3 江戸川区消費者団体連絡会の年間活動計画、他

P4 若者に多い消費者トラブル ネットビジネスにご用心

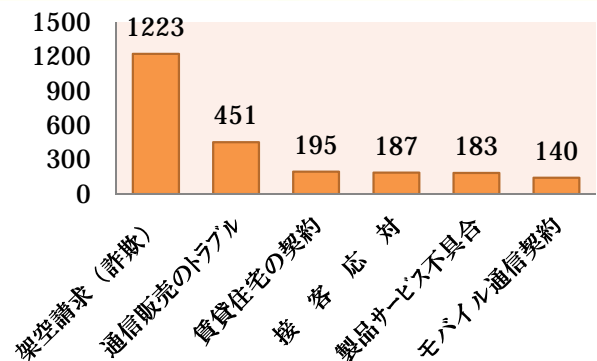
平成30年度江戸川区の消費生活相談の状況

平成30年度(30年4月～31年3月)に消費者センターが受けた相談は、5,264件になります。前年度と比較すると1,082件増加しています。相談内容を見ると、架空請求(詐欺)が1,223件(23.2%)、次いで、通信販売のトラブルが451件(8.6%)となっています。また、年代別では、60歳以上の方の相談が全体の5割を占めています。

相談の契約当事者の年代別割合



相談が多い商品・サービスの内容



相談が多い事例 (平成30年4月～平成31年3月)

第1位 架空請求(詐欺)

「民事訴訟最終通告書」というハガキが届いた(次頁参照)。携帯電話に「有料サイトに未納金がある、このままでは裁判になる」というメールが届いた。いずれも身に覚えがない。

第2位 通信販売のトラブル

お試し1回のつもりで商品を申し込んだところ、定期購入の契約になっていた。送られてきた品物のサイズ・色・形などが広告と違うが返品に応じてくれない。

第3位 賃貸住宅の契約

賃貸アパートを退去したら、高額な修復費用を請求された。



架空請求ハガキは無視をして下さい!!!

「民事訴訟最終通告書」というハガキが民事紛争相談センターから届いた、という相談が数多く消費者センターに寄せられています。

民事訴訟最終通告書

事件番号 (〇)〇〇〇〇

本通達は貴殿に対し、契約中若しくは債権譲渡のあった企業又は団体より、総合消費料金の不払いによる契約不履行の訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の許可を受けた執行官立会いのもと、現預金、有価証券、動産及び不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

また、本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 〇〇年〇月〇日

民事紛争相談センター お問い合わせ・相談窓口

〇〇 - -

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜日 11:00 ~ 17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番地〇号

「民事紛争相談センター」という名称の組織は存在しません。正式な裁判手続きの通知や強制執行の開始をハガキでお知らせすることはありません。

対応

本件は電話をかけた人を巧妙に誘導して、お金をだまし取る特殊詐欺です。

架空請求事業者は、「訴訟」や「財産の差押え」などという言葉で消費者を不安にさせて、電話をかけさせようとしますが、電話をかけると、金銭をだまし取られることとなります。

身に覚えのない訴訟案件に関するハガキを受け取った場合、そのハガキに記載されている電話番号には絶対に電話しないで下さい。

架空請求は一切、相手にせず無視しましょう

相手に連絡をしてしまった方や、心配だという方は消費者センターまでご相談下さい。

消費者団体のページ えぷろんコーナー

江戸川区消費者団体連絡会の令和元年度活動計画

江戸川区消費者団体連絡会は、食や健康・暮らしにかかわる様々な事柄を学び、賢い消費者を目指そうと区内の3つの消費者団体（コープみらい江戸川、くらしの会、小岩店クラブ）が加盟しています。

令和元年度の年間活動計画は以下のとおりです。

研修会の開催

夏休み親子教室の開催（7月・8月に各1回）

広報えどがわ等で募集

江戸川区消費生活展「くらしフェスタ 2019」

（10月25日金曜日）への参加



新年研修会（平成31年2月実施）

若者に多い消費者トラブル

「必ず儲かる」「高収入」をうたうネットビジネスにご用心！

新年度に入り、「大学に進学した」「就職して一人暮らしをはじめた」など生活環境の変化や交友関係が広がっています。この時期に多いのが、「必ず儲かる」「高収入」をうたうネットビジネスのトラブルです。

【相談事例】

- 1 友達に、ネットビジネスで成功したという人の講座に誘われ参加し「必ず成功する、高収入が得られる」と高額な情報商材を購入する契約を勧められ、お金がなかったため、学生ローンを紹介され契約してしまいました。その後、収入を得られるような話はなく、人を紹介するように言われた。今ではローンの返済だけが残っている。解約し返金してほしい。



- 2 SNS で知りあった相手から、「副業・ネットビジネスの情報商材を購入すると高収入が得られる」というメッセージが届いた。早く職に就きたいと焦っていたので契約すると伝え、相手の個人口座に30万円を振り込んだ。送られてきた商材は、稚拙なもので稼げるとは思えない。解約、返金を希望。

ここがポイント！【アドバイス】

- ・「必ず儲かる」「返金保証」など広告に惑わされない。
 - ・情報商材は契約前に中身の確認ができません。怪しいと思ったら連絡をしない。
 - ・高額な契約を迫られたり、話が違うと思ったらハッキリ断る。
 - ・クレジットカードでの高額な決済や、借金をしてまで契約をしない。
- 困ったときは、早めに消費者センターにご相談ください。

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637 (直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、全国消費者
ホットライン「188」番をご利用ください

